

持続可能な魅力ある田園地域創出事業  
企画運營業務委託仕様書

プロポーザルにおいて事業者から提案・提出いただく部分に★を記載しています。

1 業務委託の名称

持続可能な魅力ある田園地域創出事業企画運營業務

2 委託事業の目的

持続可能な魅力ある田園地域（「世界が憧れる田園地域」）を創るため、①求心力の核となる地域資源を発掘し、これらを活用して地域の魅力を高めて発信する。②また、持続可能な魅力ある田園地域を創出するため、魅力ある地域資源を活用した生業創出に向けた実証実験等を行うもの

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 業務の内容

事業1「世界が憧れる田園」プロデュース事業

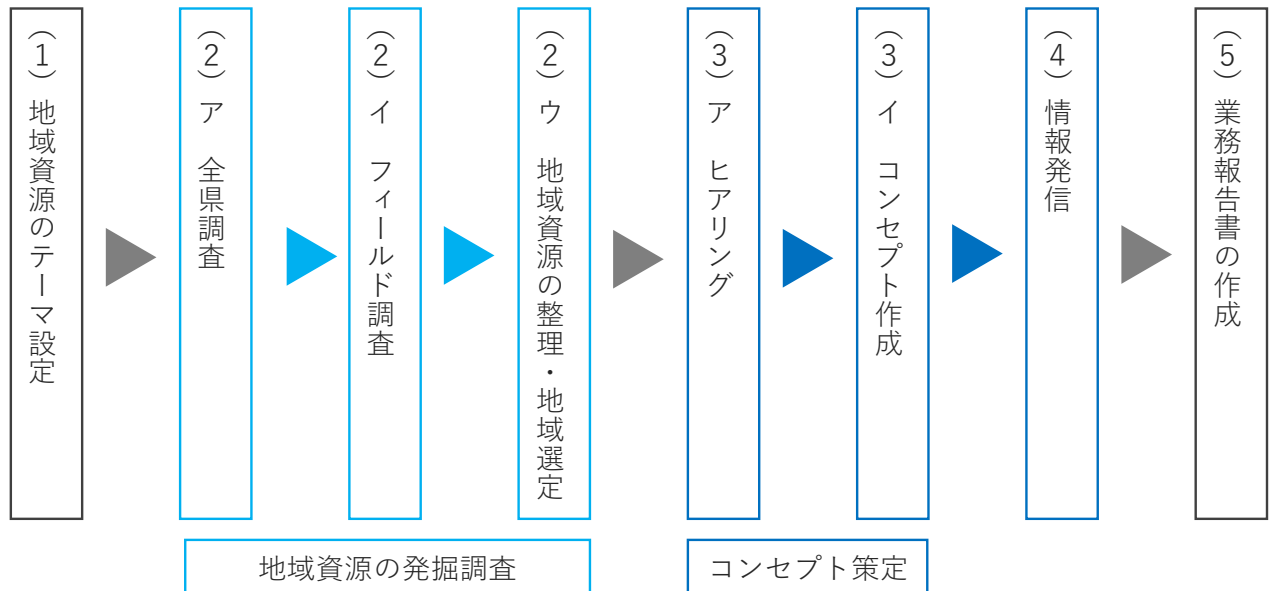
【事業趣旨】

地域資源を調査・発掘し、これらを組み合わせ、再評価することにより、県内の魅力ある地域資源の集積がある地域を、関係人口を創出するなど求心力の高い「世界が憧れる田園地域」としてプロデュースするためのコンセプトを作成・発信するもの。

【文言の定義】

コンセプト：一定のエリアに集積する地域資源を「つなぎ合わせる」「再評価する」ことなどにより、国内外から人を惹きつける地域の魅力を発信するためのストーリーや取組みの中核となるビジョン

<事業1のフロー図>



(1) 調査・発掘する地域資源のテーマ設定

「世界が憧れる田園」としてプロデュース可能なコンセプトを策定するため、調査・発掘する地域資源のテーマ（以下、「テーマ」という）を様式第2号により提案すること★。テーマの設定にあたっては、下記の必須要素を含めること。

なお、テーマについては、県と協議のうえ最終決定すること。

【テーマに含める必須要素】

- ・美しい景観
- ・土地の歴史・文化
- ・特有の食文化
- ・エネルギー自給
- ・地域で活動するコミュニティ

(2) 地域資源の発掘調査

【調査目的】「世界が憧れる田園」としてプロデュース可能な「求心力のある地域づくり」の核となる地域資源を調査・発掘すること。

また、地域資源の調査・発掘の結果、「世界が憧れる田園」としてコンセプトを策定し、プロデュースすることができる地域を選定すること。

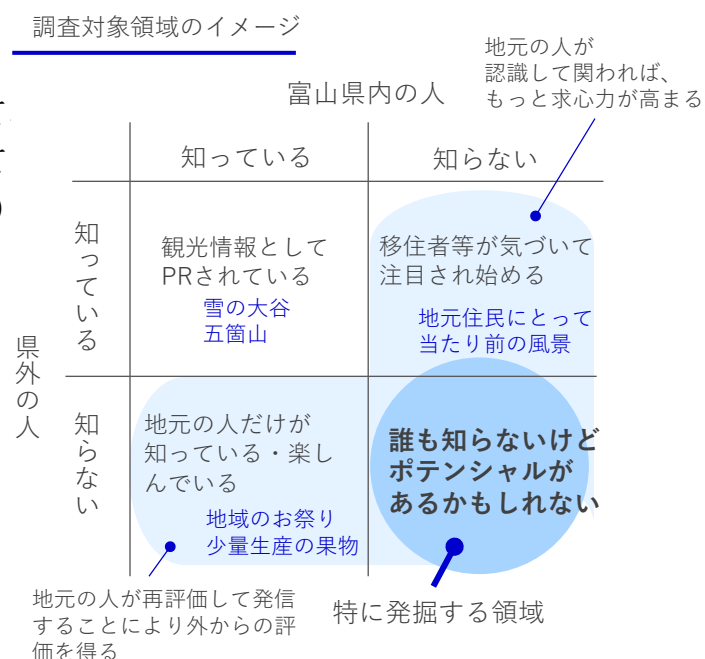
【調査エリア】 富山県内全域

【プロデュースする地域】 県内における「地域」

※「地域」の範囲は小学校区・中学校区を基本に、事業者選定後に地域資源の分布とプロデュースするテーマに応じて提案すること(校区をまたぐ広域も可)。

【調査の視点】

(1) で設定した各テーマについてどのような視点で地域資源として評価し、収集するのか(様式第2号)により提案すること★。



ア 全県調査

(1) で設定したテーマに基づいて、県内全域について地域資源を調査・発掘し、「世界が憧れる田園」のコンセプトを策定できる地域を4カ所程度選定すること。地域の選定にあたっては、各地域が保有する地域資源をテーマごとに整理すること。

この事前調査の実施方法を提案し★、その実施体制を体制図（任意様式）により提示すること★。

イ フィールド調査

（２）アで選定した４か所について、フィールド調査を実施すること。地域の関係者、住民、市町村等にヒアリングを行い、地域に集積する資源に関する情報を収集すること。フィールド調査においては、机上のデータや資料では捕捉できない情報および今後策定する「世界が憧れる田園」のコンセプトに基づいた活動主体となり得る人物またはコミュニティの有無について調査すること。

このフィールド調査の実施方法を提案し★、その実施体制を体制図（任意様式）により提示すること★。

ウ 地域ごとの地域資源の整理と地域選定

（２）イで調査した結果をもとに、フィールド調査した４カ所について、「世界が憧れる田園」を目指せるポテンシャルが高い順に順位をつけて、コンセプトを作成する１カ所を選定すること。また、選定の理由も明示すること。

（３）コンセプトの策定

ア 対象地域のヒアリング

（２）ウで選定した１カ所において、地域のステークホルダー（事業者、住民、自治体等）に、（２）アおよび（２）イで調査・発掘した地域資源の情報およびコンセプト案を示し、コンセプト案に対するヒアリングを実施し、ステークホルダーが共感する内容のものとする。

ヒアリングの実施方法について提案すること★。

イ コンセプト作成

（３）アの実施内容をふまえて、該当地域の課題の地域資源化および発掘した地域資源の価値を再編集し、その地域ならではの「世界が憧れる田園」を目指したコンセプトを作成すること。コンセプトの作成に当たっては、対象地域について国内外からの関係人口を増やすことを目標の中核に据え、その実現に資する具体的な KPI と達成時期を設定すること。KPI 例を提案すること★。

（４）情報発信

①（３）で作成したコンセプトへの共感を広めるため、該当地域のステークホルダーおよび地域づくり等に関心のある者を対象として、コンセプトの実装に向けた取組みを検討・誘発するワークショップ等を開催することとし、その実施方法について提案すること★。

②（３）によるコンセプト作成後、該当地域について、広く国内外を対象としてコンセプトに基づいた地域のブランディング方法（ターゲット、国内外に向けた情報発信の方法、情報発信の時期・ツール等）の企画案を作成すること。

## (5) 業務報告書の作成及び提出

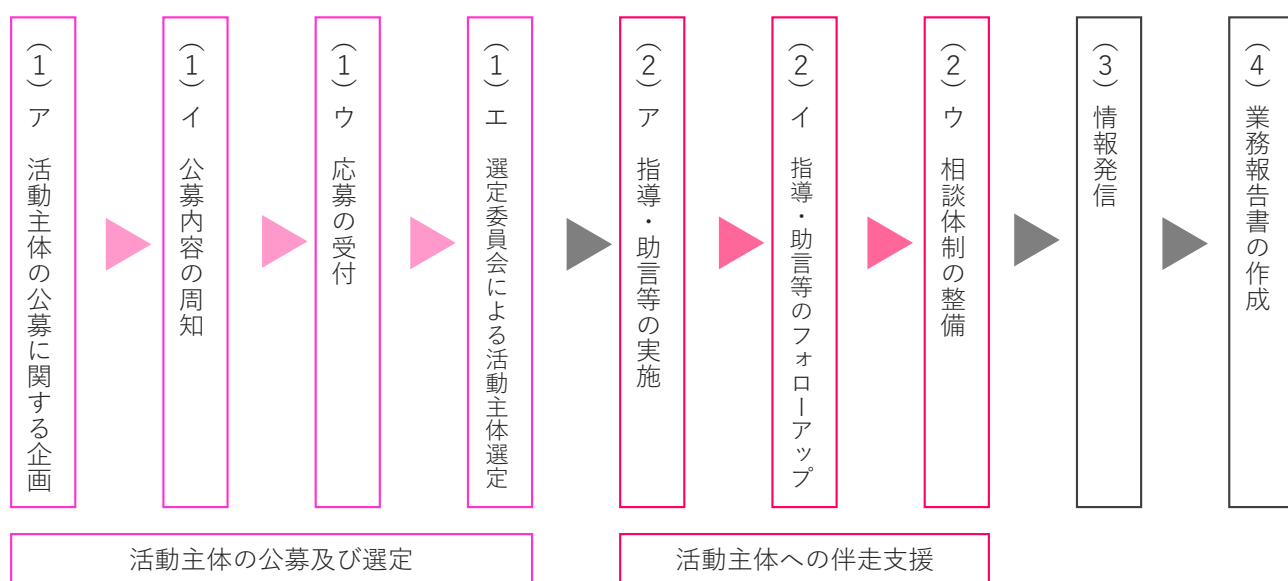
事業1の実施内容及び成果をまとめた実績報告書を作成すること。実績報告書には、作成したコンセプトを実現するために推奨される今後の具体的な活動案（(4)②の内容を含む）を記載すること。

## 事業2 魅力ある田園地域づくりビジョン&プロトタイプ創出事業

### 【事業趣旨】

地域の特色・資源を活用した（ア）地域づくりのためのボトムアップによるビジョンづくりおよび（イ）生業創出のための実証実験を支援し、持続可能な魅力ある田園地域の創出を目指すもの

### <事業2フロー図>



### (1) 活動主体の公募及び選定

#### ア 活動主体の公募に関する企画

以下の類型ごとに、募集要項、申請書等の応募書類、Q&A、選定基準を県と協議のうえ作成すること。

(ア) ビジョン作成型：地域単位での魅力ある田園地域づくりにつながる生業創出に向けたビジョンを作る活動主体

(イ) 実証実験型：地域資源等を活用した持続可能な収益事業を創出する実証実験を行う活動主体

※各類型の活動例は別紙参照

なお、活動主体は以下の要件をすべて満たすものとする。

### 【活動主体の申請要件】

#### (ア) ビジョン作成型：

- ・富山県内の田園地域に、ヒトとカネの循環を創出し、地域に人が集い、地域資源を活用した生業と「世界が憧れる田園」を創出するためのビジョン

づくりに取り組むこと

- ・「世界が憧れる田園地域」を目指すこと
- ・県外からの関係人口や地元企業など多様な主体が関わること
- ・活動主体の年齢構成に偏りが無いこと

(イ) 実証実験型：

- ・富山県内の田園地域に、ヒトとカネの循環を創出し、地域に人が集い、地域資源を活用した生業づくりを実証する取組みを実施すること
- ・持続可能な事業を目指すこと
- ・「世界が憧れる田園地域」を目指すこと
- ・関係市町村との連携を図ること

イ 公募内容の周知・問い合わせ対応

より多くの活動主体に応募してもらえるよう、本事業の事業説明会（オンライン配信併用）やWEB ページ等による周知を県と調整のうえ実施すること。

また、募集に係る問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

この周知方法を提案し★、その実施体制を体制図（任意様式）により提示すること★。

ウ 応募の受付

応募があった活動主体に対して受付を行い、適格な各応募主体の申請内容の概要版を作成すること。申請書類の記入等について、活動主体からの要望があった場合には助言を行うこと。申請内容に疑義があれば応募主体への確認を行い、不備があれば修正を指示するなど、内容の整理を行うこと。

エ 選定委員会による活動主体の選定

選定委員会を開催し、(ア) ビジョン作成型、(イ) 実証実験型について、それぞれ2主体ずつ選定すること。

なお、選定基準、選定委員は県と調整のうえ決定すること。

公募開始から活動主体の選定までのスケジュール案を提案すること★。

(2) 活動主体への伴走支援の実施

ア 指導・助言等の実施

(1) エで選定した活動主体に対し、現在の課題・目標等のヒアリングを実施し、月2回程度（各1時間程度）、必要な指導・助言を実施すること。その指導・助言の内容について提案し★、その実施体制を体制図（任意様式）により提示すること★。

なお、指導・助言に際しては、県及び活動主体からの要請に応じて外部の専門家の起用に努め、その謝礼・旅費等の費用については受託者が負担すること。

<参考：県が想定する指導・助言内容>

(ア) ビジョン作成型：

- ・話し合い運営に係る支援（ファシリテーションなど）
- ・資金調達に係る支援（補助金の申請方法、クラウドファンディングの実施方法）
- ・ビジョン作成に係る支援（地域の強みと弱みの分析、実行性の検証など）

(イ) 実証実験型：

- ・市場戦略に係る支援（マーケティング調査・戦略構築など）
- ・人材獲得に係る支援（コミュニティ形成・拡大、関係人口の増加など）
- ・販路開拓に係る支援（収益につながる顧客確保など）
- ・資金調達に係る支援（補助金の申請方法、クラウドファンディングの実施方法）

イ 指導・助言等のフォローアップ

指導・助言内容のフォローアップを適宜実施すること。

ウ 相談体制の整備

支援対象からの相談事項に対応できる体制を整備すること。

エ その他支援

その他、活動主体向けのセミナーの実施等、活動主体のモチベーションの向上や成長に資するような内容があれば、積極的に提案すること★。

(3) 情報発信

県内の地域づくりに関心がある個人・団体等の参加意欲に訴えるとともに、活動主体の取組み内容を県内に横展開していくため、WEB ページその他媒体により、活動主体の取組み内容を周知すること。その周知方法と発信頻度について提案すること★。

また、問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

活動主体の取組みを広く周知するため、成果報告会を開催することとし、その方法を提案すること★。

(4) 進捗管理

ア 定期的に活動主体の進捗状況を確認し、作業上の問題点を早期に把握することにより委託期間内に活動を終了させること。

イ 2週間に1回程度の定期報告のほか、事業全体について県から指示があった際には、その指示に従い報告すること。

(5) 業務報告書の作成及び提出

事業2の実施内容及び成果をまとめた実績報告書を作成すること。実績報告書には、活動主体の事業開始時の課題、実施した指導・助言の内容及び成果、活動主体における今後の課題なども記載すること。

## 5 納入成果物

### (1) 納品物

本業務の納品物は次のとおりとする。

- ア 県との打合せ、定期報告、選定委員会の実施の際に作成した資料等の電子データ
- イ 本事業にかかる情報発信の際に発生した成果物（動画、画像、テキストデータを含む）
- ウ 業務報告書  
事業1および事業2を含む事業全体の報告書を提出すること。報告書は1部（簡易製本）、電子データ1式とする。

### (2) 納入期限

令和7年3月31日

### (3) 納入場所

富山県知事政策局成長戦略室戦略企画課

## 6 留意事項

- (1) 受託者（実施体制に加わる事業者等を含む）は、事業2の活動主体として応募ができないものとする。
- (2) 本業務の実施にあたっては、県内の市町村や自治振興会等の地縁団体、まちづくり団体等と積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。
- (3) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報の本業務以外で利用しないこと。
- (4) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (6) その他、委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議をすること。